

佐 賀 市 一般廃棄物処理基本計画

【概 要 版】

令和7年3月

佐 賀 市

計画策定の概要

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき、市町村における一般廃棄物処理に係る長期的な視点に立った基本方針を示すものです。

平成26年度に計画期間を10年とした「一般廃棄物処理基本計画」（以下「既定計画」という。）を策定以降、清掃工場の焼却炉から発生する二酸化炭素や熱を回収し、周辺の農業施設等へ供給を開始したほか、発電した電力を市内の公共施設に送電するなど廃棄物エネルギーの活用を行っています。

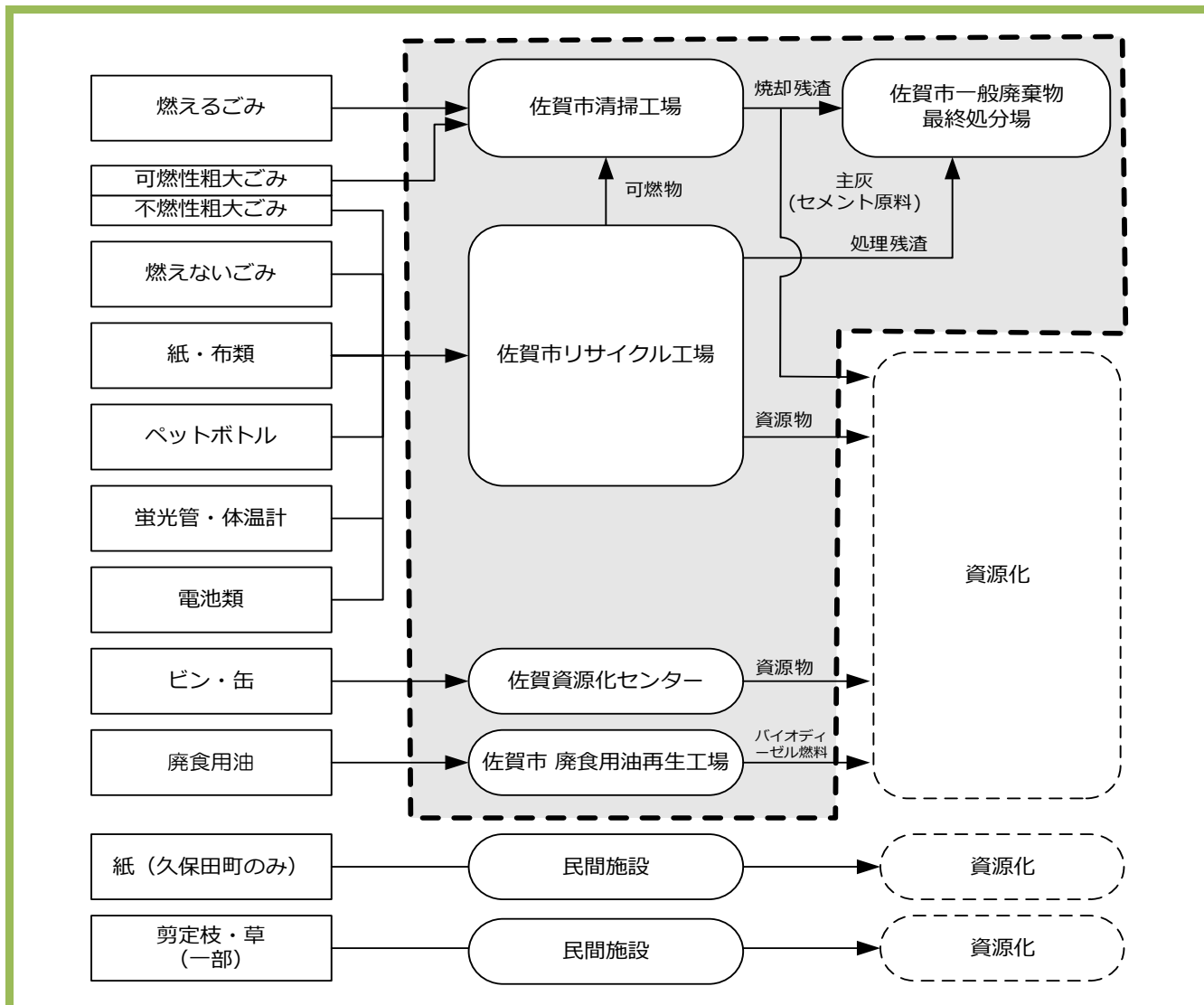
既定計画が令和6年度で満了となることから、近年の社会の変化や佐賀市（以下「本市」という。）の実情を考慮した新たな「一般廃棄物処理基本計画【計画期間：令和7年度（2025年度）から令和16年度（2034年度）】」（以下「本計画」という。）を策定します。

ごみ処理基本計画

1. ごみ処理体制

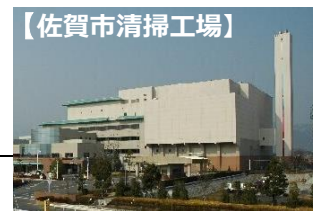
本市から発生したごみは、佐賀市清掃工場、佐賀市リサイクル工場、佐賀資源化センター及び佐賀市廃食用油再生工場に搬入し、中間処理、一時保管等を行った上で再資源化等を行っています。また、紙類の一部は、製紙会社が収集し資源化を行っています。

【ごみ処理の流れ】



【ごみ処理施設】

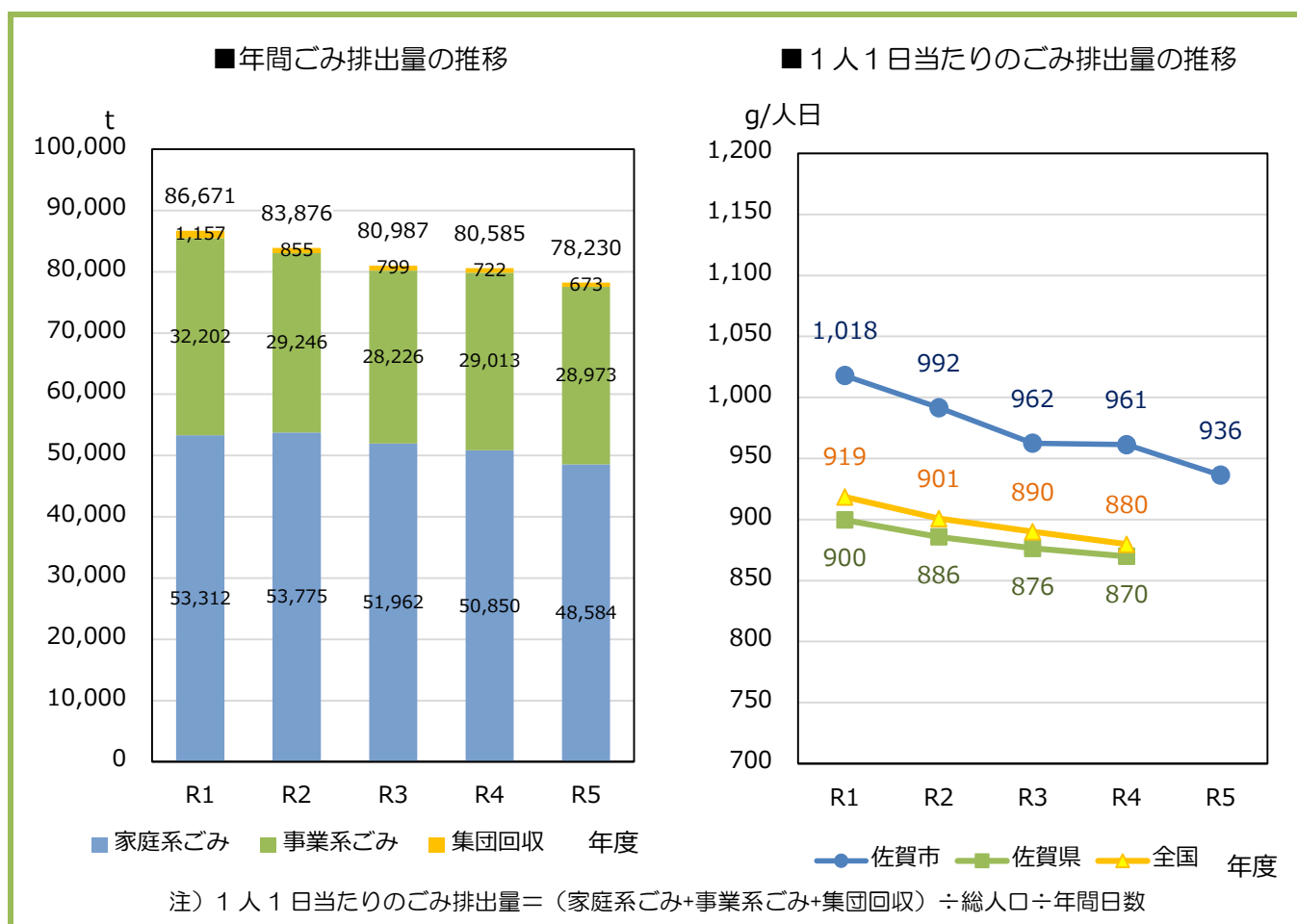
区 分	施 設 名	所 在 地
焼 却 施 設	佐賀市清掃工場	佐賀市高木瀬町大字長瀬 大字長瀬 2369 番地
粗大ごみ処 理施設及び 資源化施設	佐賀市リサイクル工場	
	佐賀市廃食用油再生工場	
	佐賀資源化センター	佐賀市嘉瀬町大字十五 2724 番地 1
最終処分場	佐賀市一般廃棄物最終処分場	佐賀市嘉瀬町大字十五
中 継 施 設	佐賀市清掃工場南部中継所	佐賀市川副町大字犬井道 5727 番地



2. ごみ排出量の現状

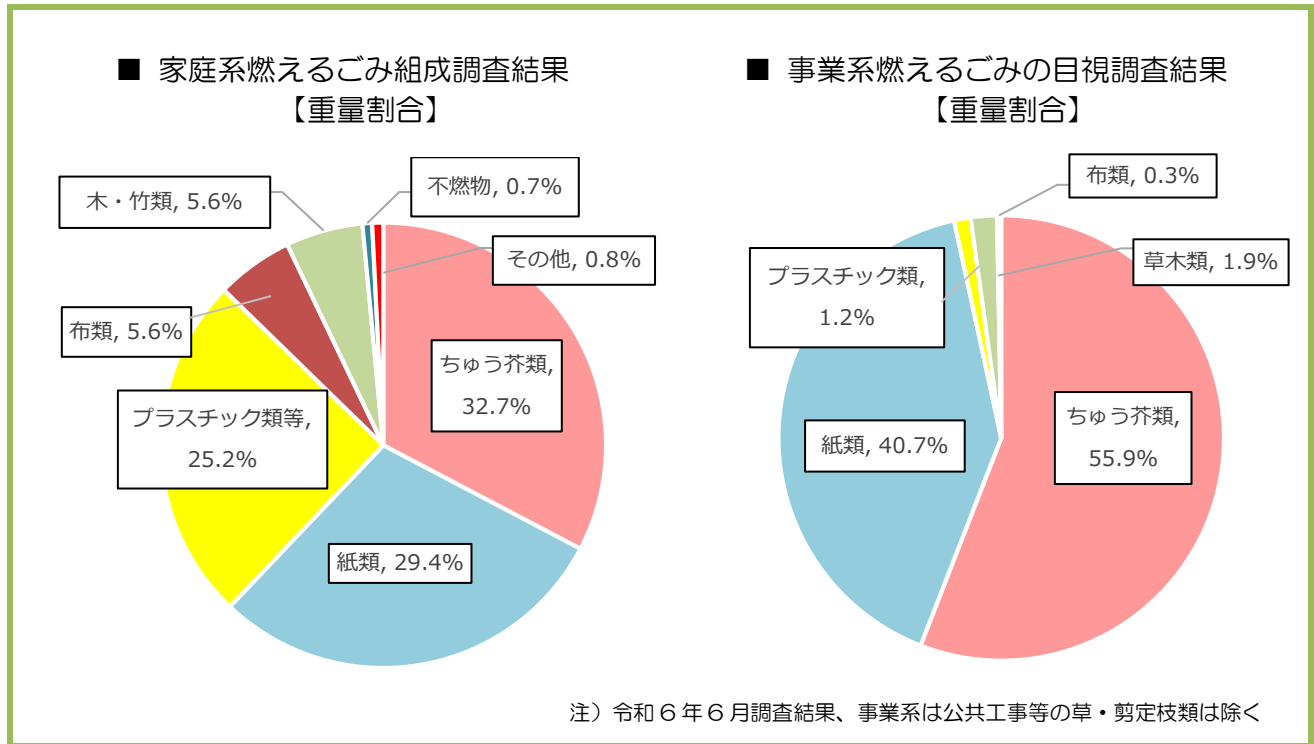
本市のごみ排出量の推移をみると、年々減少傾向となっており、令和 5 年度では 78,230 t まで減少しています。

1 人 1 日当たりのごみ排出量も同様の傾向にあり、令和 5 年度は 936g まで減少しています。しかし、全国平均及び佐賀県平均と比較してみると、いずれも多い状況にあります。



3. ごみの性状

家庭系ごみの組成調査では、調理くずや食べ残し、手付かず食品などの生ごみであるちゅう芥類（32.7%）の構成割合が最も多く、次いで紙類（29.4%）、プラスチック類、ゴム、皮革類（25.2%）の割合が多くなっています。また、事業系燃えるごみの目視調査では、病院・福祉施設や店舗等からのちゅう芥類（55.9%）、病院・福祉施設からの紙おむつや事務所・店舗等からのその他紙などの紙類（40.7%）が大半を占めています。



4. リサイクルと最終処分の状況

本市の令和5年度のリサイクル率は20.9%、最終処分率は3.1%です。令和4年度の実績値で全国平均や県平均と比較して、リサイクル率は若干下回っていますが、最終処分率は大幅に上回っています。

項目	リサイクル率 【総資源化量÷(排出量(処理量)+集団回収量)】	最終処分率 【最終処分量÷排出量(処理量)】
本市(R5)	20.9%	3.1%
本市(R4)	18.5%	3.4%
県平均(R4)	18.8%	4.1%
全国平均(R4)	19.6%	8.7%

注) 1.総資源化量＝集団回収量+直接資源化+中間処理後資源化量
 2.最終処分量＝直接最終処分量+中間処理後最終処分量
 3.県・国は処理量

資料：佐賀県・全国「一般廃棄物処理事業実態調査結果」

5. 基本理念と基本方針

本市では、ごみ減量施策だけではなく持続可能な循環型社会の実現に向けた施策を推進していく必要があることから『「捨てる暮らし」から「活かす暮らし」への転換～未来のために循環型社会の実現を目指して～』を基本理念に掲げ、取組を進めていきます。また、本計画では、すべての人が参加するSDGsの考え方を踏まえ、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を担いつつ、協働・連携していきます。

◎基本理念

「捨てる暮らし」から「活かす暮らし」への転換
～未来のために循環型社会の実現を目指して～



◎基本方針

基本方針Ⅰ：ごみの発生抑制・再使用・再生利用の推進

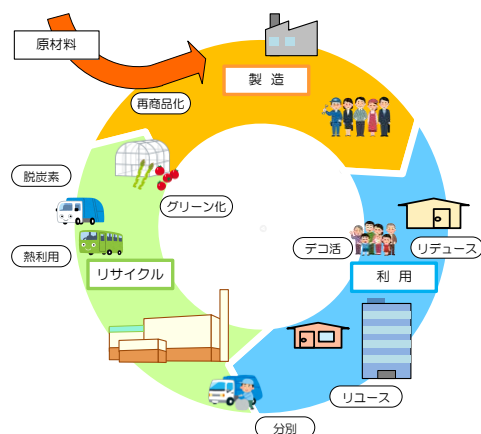
市民・事業者・行政が一体となり、「発生抑制」(リデュース)、「再使用」(リユース)、「再生利用」(リサイクル)の3Rの取組を推進することにより、循環型社会の実現を目指します。

基本方針Ⅱ：循環経済システムの構築

3Rの取組に加え、本市内で資源の効率的・循環的な利用を図りながら、新たな付加価値を生み出すシステムを目指します。

基本方針Ⅲ：ごみの適正処理

環境負荷を低減し、災害等にも強い安全で安定した廃棄物の収集運搬及び処理体制の構築を目指します。



6. 数値目標

本計画では、排出抑制、資源化、最終処分の3つについて、目標値を設定します。

項目	指標	基準値 (令和5年度) (2023年度)	目標値 (令和16年度) (2034年度)
排出抑制	1人1日当たりのごみ排出量	936g/人日	855g/人日
	1人1日当たりの収集燃えるごみ排出量	456g/人日	416g/人日
資源化	リサイクル率	20.9%	22%以上
最終処分	最終処分量	2,441t	2,200t以下

注) 1人1日当たりの収集燃えるごみ排出量=収集燃えるごみ÷総人口÷年間日数
 収集燃えるごみ: 家庭から指定袋に入れてごみステーションに排出される燃えるごみ
 リサイクル率=資源化量(集回収量含む)÷ごみ総排出量

7. 基本施策

基本方針 I. ごみの発生抑制・再利用・再生利用の推進

【関連するSDGs】



◎基本施策 1 普及啓発、環境教育の推進

区分	取り組み例
啓発、情報提供の充実	○市報、ホームページ、新聞、生活情報誌、テレビ、ラジオによる広報
	○「ごみカレンダー・分別表」の作成・配布
	○佐賀市公式スーパーアプリでのごみカレンダーミニアプリの配信
	○「外国人のためのごみ出しガイド」の作成・配布
	○外国人のためのごみの出し方解説動画の配信
	○環境イベント等での啓発
	○各種3R啓発用リーフレットの作成・配布（ダンボールコンポスト、ペットボトル、古紙、食品ロスなど）
	○ごみ分別に関するAIチャットボットの導入
環境学習の推進	○見える化システムの導入による電力の地産地消の啓発
	●SNSを活用した情報発信
	○小学生向け副読本「くらしとごみ」の作成・配布
	○出前講座（ごみ分別編、食品ロス編、海洋プラスチック編）の実施
	○外国人のためのごみ分別講座の実施
	○エコプラザ会議室利用者などを対象としたミニ講座（5分講座）の実施
	○環境学習用教材を用いた出前授業による電力の地産地消の広報活動
○インターンシップの受入れ	
エコプラザの活用	●企業と連携した環境教育の推進
	○施設見学案内、3Rに関する展示
	○3Rに関する各種講座やイベントの開催
	○佐賀市エコプラザのリニューアル（展示物更新）
	○佐賀市エコプラザの利活用推進（会議室利用促進、環境イベント等の誘致）
	●環境に関する映画上映会の開催
●環境にやさしい教材の活用	

○は継続、●は新規

【再生講座やイベントの例】

- ◆古着・和布のリメイク、木工工具入門等の体験講座
- ◆エコマーケット、おもちゃ病院等のイベント
- ◆環境に関する学習会



佐賀市エコプラザホームページより

◎基本施策2 家庭系ごみの3Rの推進

区分	取り組み例
ごみを出さない行動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○マイバッグ・マイボトル等の推奨 ○過剰包装削減の推進 ●3R行動に対するインセンティブ（ポイント付与による特典など）の検討
リユースの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○不要品の受入や再生・販売、リユース食器・リユーススーツケースの貸し出し、リペア（修理・修繕）相談（佐賀市エコプラザ主催） ○エコマーケットの開催 ○民間のリユースショップ等の情報提供と利用促進 ●陶器、ガラスコップ、家具等のピックアップ回収 ●学校や民間企業と連携した制服・体操服リサイクルの検討
資源化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○雑がみの紙袋分別の更なる推進 ○資源物の集団回収に対する奨励金交付 ○小型家電（携帯電話、スマートフォン、小型デジタルカメラ）の拠点回収 ○小型家電品のピックアップ回収 ○蛍光管リサイクルの実施 ○乾電池リサイクルの推進 ○二次電池（リチウムイオン電池、ニカド電池、ニッケル水素電池）リサイクルの推進 ●民間企業と連携したリサイクルの推進（古紙、古着などの店頭回収）
ごみ処理にかかる費用負担の透明化・適正化	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみ処理原価の算出による処理費用の透明化 ○ごみ処理原価を反映した手数料設定（排出量に応じた負担の公平化）の検討

1人1日40gのごみ減量を目指します！

生ごみの水きり

生ごみの水きりをすることで“10%”の削減効果があると言われています



-30g

詰め替え用商品の利用

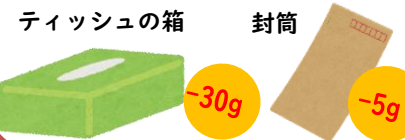
シャンプーや洗剤などは、詰め替え用商品を利用する



-30g

紙の分別

封筒や包装紙などの「雑がみ」はリサイクルする



-30g

-5g

◎基本施策3 事業系ごみの3Rの推進

区分	取り組み例
事業者への指導・協力要請	<ul style="list-style-type: none"> ○多量排出事業者への事業系一般廃棄物の減量に関する計画書の作成及び提出や廃棄物減量等推進責任者の選任の義務化
事業所内での取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○「ゼロカーボンシティさがし推進パートナー」への登録推奨と優良事例紹介 ●事業所向けの出前講座の実施検討
事業者への情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ○難古紙の資源化

◎基本施策4 食品ロス削減の推進

区分	取り組み例
食品ロス削減推進計画	食品ロス削減に向けた市民、事業者、行政が協力する取組を「食品ロス削減推進計画」にまとめています。

◎基本施策5 協働体制の推進

区分	取り組み例
市民・事業者との協働体制の推進	○佐賀市環境保健推進協議会と連携した家庭系ごみ減量に関する取組
	○NPO法人のノウハウやネットワークを活用した3R及び環境教育に関する取組
	○本市の収集運搬業の許可業者と連携した事業系ごみ減量に関する取組
	○災害廃棄物の処理時における市民や事業者との協働

基本方針Ⅱ. 循環経済システムの構築

【関連するSDGs】

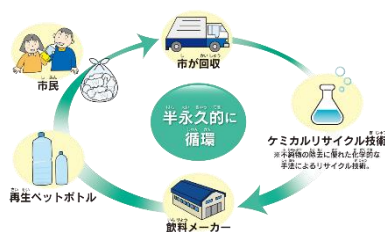


◎基本施策1 プラスチックごみの資源循環の推進

区分	取り組み例
プラスチックごみの削減	<ul style="list-style-type: none"> ●ホームページや SNS を利用した使い捨てプラスチック削減の啓発 ●事業者のプラスチック削減の取組の推進
プラスチックの資源循環利用	<ul style="list-style-type: none"> ●家庭系プラスチックの拠点回収によるリサイクルの推進 ●ペットボトルの完全循環リサイクル（ボトル to ボトル）の推進 ●小売店における店頭回収等、自主回収の促進

◎基本施策2 バイオマスの有効利用

区分	取り組み例
草類、剪定枝のリサイクル	<ul style="list-style-type: none"> ○本市施設に持ち込まれた剪定枝のチップ化と市民への配布 ○草類及び剪定枝の処分について許可業者の積極的な活用
廃食用油のリサイクル	<ul style="list-style-type: none"> ○廃食用油の拠点回収 ○民間事業者と連携し、コンビニ等からの廃食用油の回収 ○廃食用油からの高品質バイオディーゼルの精製
民間活用による新たな地域循環圏リサイクルの研究	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の課題解決に向けた新たなリサイクル（生ごみ、紙おむつなど）の研究 ●食品廃棄物のリサイクル推進



【ペットボトルのリサイクル】

持続可能な形で資源を利用する
「循環経済（サーキュラーエコノミー）」
への転換を目指します



【廃食用油のリサイクル】

◎基本施策3 廃棄物エネルギーの利活用

区分	取り組み例
ごみの焼却により発生する熱、二酸化炭素及び電気の有効利用	○清掃工場において発電した電気の利活用
	○清掃工場から発生する熱エネルギーの利活用
	○清掃工場から発生する二酸化炭素の農業等への利活用

基本方針Ⅲ. ごみの適正処理

【関連するSDGs】



◎基本施策1 収集・運搬計画

区分	個別施策
収集・運搬に関する施策	○効率的な収集運搬体制の整備
	○資源物持ち去り行為防止対策
	○ごみステーションの維持管理対策
	○違反ごみの搬入防止対策
	●高齢者へのごみ排出支援

◎基本施策2 中間処理計画

区分	個別施策
中間処理に関する施策	○リサイクル（再生利用）の推進
	○既存施設の維持管理
	●既存施設の基幹的設備改良工事の実施
	○焼却施設の跡地利用

◎基本施策3 最終処分計画

区分	個別施策
最終処分に関する施策	○最終処分場の適正管理
	●最終処分場の延命化
	○最終処分場の跡地利用

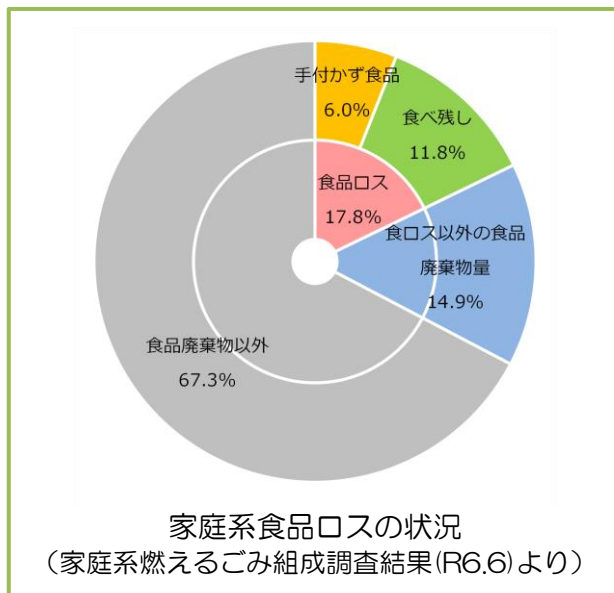
8. 食品ロス削減推進計画

食品ロスの削減の推進に関する法律に基づき、本市における食品ロスの削減に向け、目標を設定し、目標達成に向けて必要な施策等を明らかにする「食品ロス削減推進計画」を策定し、市民、事業者、行政が一体となって食品ロスの削減に取り組んでいきます。

■ 家庭系食品ロスの状況

ごみ組成調査結果より、家庭系燃えるごみ中の食品廃棄物の割合は 32.7%で、うち食品ロスが占める割合は 17.8%となっています。

令和 5 年度の家庭系燃えるごみ量の換算値では 6,780t となり、1 人 1 日当たりの家庭系食品ロス量は約 81g と推計されます。これは、全国平均（令和 4 年度推計値 1 人 1 日当たり約 103g のうち家庭系食品ロス量約 52g）と比較すると多い状況です。





■ 食品ロスの削減目標

項目	基準値 (令和5年度) (2023年度)	目標値 (令和16年度) (2034年度)	目標設定
家庭系食品ロス量 (推計)	約 6,780t	約 5,069t	△25%

※基準年度は、令和5年度の収集燃えるごみ量に、ごみの組成調査の食品ロス発生率（17.8%）をかけることで推計

※目標年度は、収集燃えるごみの排出抑制目標をもとに設定

■ 食品ロス削減に向けた取組

市民や事業者に対する食品ロスに関する知識の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○食品ロスに特化した出前講座の実施 ○市報、ホームページ、新聞、生活情報誌、テレビ、ラジオによる広報 ○環境イベント等での啓発
家庭における食品ロス削減の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○もったいないプロジェクト（家庭版 3010 運動の推進） ○フードドライブ活動の推進 ○家庭用生ごみ処理容器の購入費補助 ○3 キリ運動（使いきり、食べきり、水きり）の推進 ○てまえどりの推進 
事業所における食品ロス削減の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○もったいないプロジェクト（3010 運動、食品ロスゼロ推進店登録制度） ○多量排出事業者への訪問調査や廃棄物減量等推進責任者研修会での食品リサイクルに関する情報提供 ○食品廃棄物のリサイクル推進 
未利用食品を提供するための活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○フードバンク活動の広報啓発 ○食品ロス削減マッチングサービスの提供

■ 各主体の役割と行動

市民の役割	<p>市民は食品ロス削減の重要性を理解するとともに、日々の暮らしの中で自身が排出している食品ロスの把握に努める必要があります。</p> <p>食品ロスを削減するために一人ひとりが実施できることを考え行動に移すことが重要な役割となります。</p>
事業者の役割	<p>事業者はサプライチェーン全体で食品ロスの状況と削減の必要性について、理解を深める必要があります。</p> <p>食品リサイクル法に基づいた食品ロスの削減や食品リサイクルを推進し、自らの事業活動において食品ロスの削減につながる取組を実践することが重要な役割となります。</p>
行政の役割	<p>市民、事業者に対して役割の認識や行動を実践してもらえるように周知・啓発を行い、関連施策を積極的に実践することが重要な役割となります。</p>

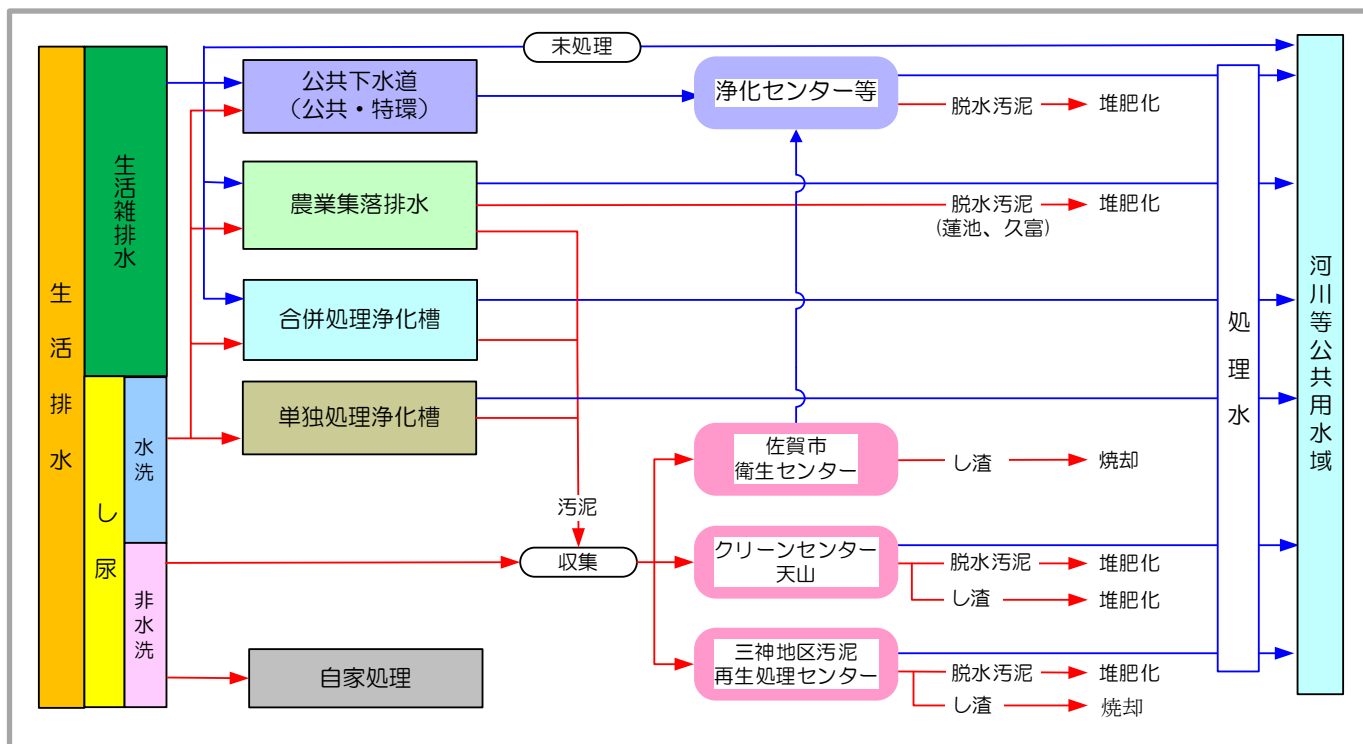
9. その他

区分	取り組み例
地域環境美化推進活動	<p>地域における市民や事業所等による清掃活動</p> <p>清掃ボランティアへの支援</p>
不法投棄対策	<p>市ホームページや市報などを活用した啓発</p> <p>地域と連携した環境パトロールによる早期発見</p> <p>監視カメラや防止看板の設置</p>
災害廃棄物対策	<p>災害時には状況に応じ、県、近隣市町、関係業者との連携体制を構築</p>



生活排水処理基本計画

1. 生活排水の処理体制



2. 生活排水処理の現状と課題

本市の処理形態別人口は、合併処理浄化槽人口の増加により、し尿収集人口は減少しています。

①処理形態別人口（令和5年度末）

行政区内人口 (人)	し尿 収集人口 (人)	水洗化 人口 (人)	公共 下水道 人口 (人)	浄化槽 人口 (人)	浄化槽人口		汚水衛生 処理率
					合併処理 浄化槽人口 (人)	単独処理 浄化槽人口 (人)	
228,289	18,695	209,594	175,862	33,732	27,027	6,705	88.9%

②生活排水処理に関する課題

- (1) 汚水衛生処理率の向上
- (2) 生活排水処理事業の継続
- (3) 適正及び安定的な処理の継続

3. 生活排水処理の目標

①基本方針

下水道事業の面整備が概ね終了していることより、次のとおりとします。

- (1) 生活排水対策の必要性について啓発活動の推進
- (2) 公共下水道・農業集落排水の整備区域における下水道への接続推進
- (3) 公共下水道・農業集落排水処理区域外においては、合併処理浄化槽への転換促進
- (4) 排出されるし尿及び浄化槽汚泥の適正処理

②数値目標

本市における汚水衛生処理率は、88.9%（令和5年度）です。

計画目標年度の令和16年度（2034年度）までに89.6%とすることを目標とします。

項目	令和5年度（2023年度）	令和16年度（2034年度） （計画目標年度）
汚水衛生処理率	88.9%	89.6%

4. し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

①し尿及び浄化槽汚泥の排出量の推計

項目	令和5年度（2023年度）	令和16年度（2034年度） （計画目標年度）
し尿	19,228kL	16,764kL
浄化槽汚泥	25,019kL	22,893kL

②排出削減・再資源化計画

- (1) 市民への啓発
- (2) 浄化槽管理の適正化
- (3) し尿及び浄化槽汚泥の再資源化

③収集・運搬計画

- (1) 収集運搬体制の維持
- (2) 許可業者への指導

佐賀市一般廃棄物処理基本計画（概要版）

発行：令和7年3月 発行者：佐賀市環境部 循環型社会推進課
〒849-0917 佐賀市高木瀬町大字長瀬 2369 番地

